平成21年12月現在の状況を記載した資料であり、未確定事項も含まれる。

社会福祉法人の新会計基準（素案）について

平成２１年１２月２５日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局

（参考資料16）

目　次

1．新基準（素案）を作成する背景と目的 ････････････････････P 1
2．新基準（素案）の基本的な考え方 ････････････････････P2
3．新基準（素案）の構成 ････････････････････P2
4．新基準（素案）における主な改正点 ････････････････････P3
（1）適用範囲の一元化 ････････････････････P3
（2）計算書の簡素化 ････････････････････P4
（3）区分方法の変更 ････････････････････P5
（4）財務諸表等の作成 ････････････････････P7
（5）その他の主な変更点 ････････････････････P8
5．移行期間について ････････････････････P9

参考１．附属明細書の考え方 ････････････････････P10
参考２．財務諸表注記の充実 ････････････････････P11
参考３．「区分方法の変更」の事例による説明 ････････P12
参考４．主な変更内容 ････････････････････P14
参考５．既存通知の取扱いの方向性････････････････P19

1. 新基準（素案）を作成する背景と目的

◆会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」（略称）や「老健準則」（略称）等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

◆社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められる。

◆分かりやすい会計基準の作成

これらのことから、簡素で国民に分かりやすい新たな社会福祉法人会計基準（素案）（以下、「新基準（素案）」という。）を作成し、会計処理基準の一元化を図るものである。

新基準（素案）の作成に際しては、日本公認会計士協会に委員派遣を依頼し、現行の関係基準の他に、公益法人会計基準（平成20年4月）に採用されている会計手法を導入するとともに、企業会計原則等も参考に作成を行ったものである。

（参考）社会福祉法人会計基準検討委員会（H20．4～H21．11　全14回）
委員：公認会計士、オブザーバー：厚労省、事務局：明治安田生活福祉研究所

2. 新基準(素案)の基本的な考え方

◆ 社会福祉法人が行う全ての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。

◆法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとする。

◆ 新基準(素案)の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考とする。

3. 新基準(素案)の構成

(1) 基準と注解 :会計ルールの基本的な考え方とその解説、財務諸表の様式例

(2) 運用指針 :会計基準の適用に当たっての留意事項、基準に盛り込まない様式例、勘定科目とその解説を示したもの。

※ その他、「運用指針」の中で、従来の会計ルールから新会計基準へ移行するに当たっての「移行措置」を示す予定。

4. 新基準（素案）における主な改正点

（1）適用範囲の一元化

○社会福祉法人が行う全事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用範囲とする。

◆ 現行基準

	事業	原則	運用実態
社会福祉事業	障害福祉関係施設（授産施設、就労支援事業を除く） 保育所 その他児童福祉施設 保護施設	全ての社会福祉法人に会計基準を適用する	社会福祉法人会計基準による （措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間、「経理規程準則」によることができる）
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム		社会福祉法人会計基準による （指定特定施設の場合は、指導指針が望ましい）
	特養等介護保険施設		指導指針が望ましい （会計基準によることができる）
	就労支援事業		就労支援会計処理基準による
	授産施設		授産施設会計基準による
	重症心身障害児施設		病院会計準則による
	訪問看護ステーション		訪問看護会計・経理準則による
	介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則による
	病院・診療所		病院会計準則による
公益事業			社会福祉法人会計基準に準じて行うことが可
収益事業			一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用

◆ 新基準（素案）

	事業	適用範囲
社会福祉事業	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特養等介護保険施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	**全ての社会福祉法人に新基準（素案）を適用する**
公益事業		
収益事業		

(2)計算書の簡素化

○ 現行基準の「計算書類」を「財務諸表」に名称変更
○ 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録は従来通り作成
なお、事業活動計算書、貸借対照表を補足する書類として、現行の多岐にわたる別表、明細表を統一して、必要最小限の「附属明細書」として新たに整理する。

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】
①資金収支計算書
②事業活動収支計算書
③貸借対照表
④財産目録
＋
⑤その他の明細書等

(注)適用する各会計ルールにより、多種多様の別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準(素案)

【財務諸表】(P7参照)
①資金収支計算書
②事業活動計算書
③貸借対照表

＋

④財産目録
⑤附属明細書(※)(P11参照)

(※)附属明細書
・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準(平成20年4月)でも作成することが定められている。
・財務諸表を補完する役割を持つ。

(3)区分方法の変更　～拠点区分の考え方の導入～

○　法人全体の計算を以下の3つに分類。
○　法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

①事業区分

・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

②拠点区分

・事業区分を拠点(施設・事業所)別に区分
(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた区分とする。

③サービス区分

・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護)に区分
(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いと区分とする。

・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支内訳表、拠点区分事業活動内訳表については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを作成
(注1)拠点区分事業活動内訳表は経常増減差額までの表示で可。
(注2)例えば、上記の例では拠点区分事業活動内訳表のみを作成(保育所、措置施設は拠点区分資金収支内訳表のみを作成)。

（「区分方法の変更」イメージ）

◆ 現行基準

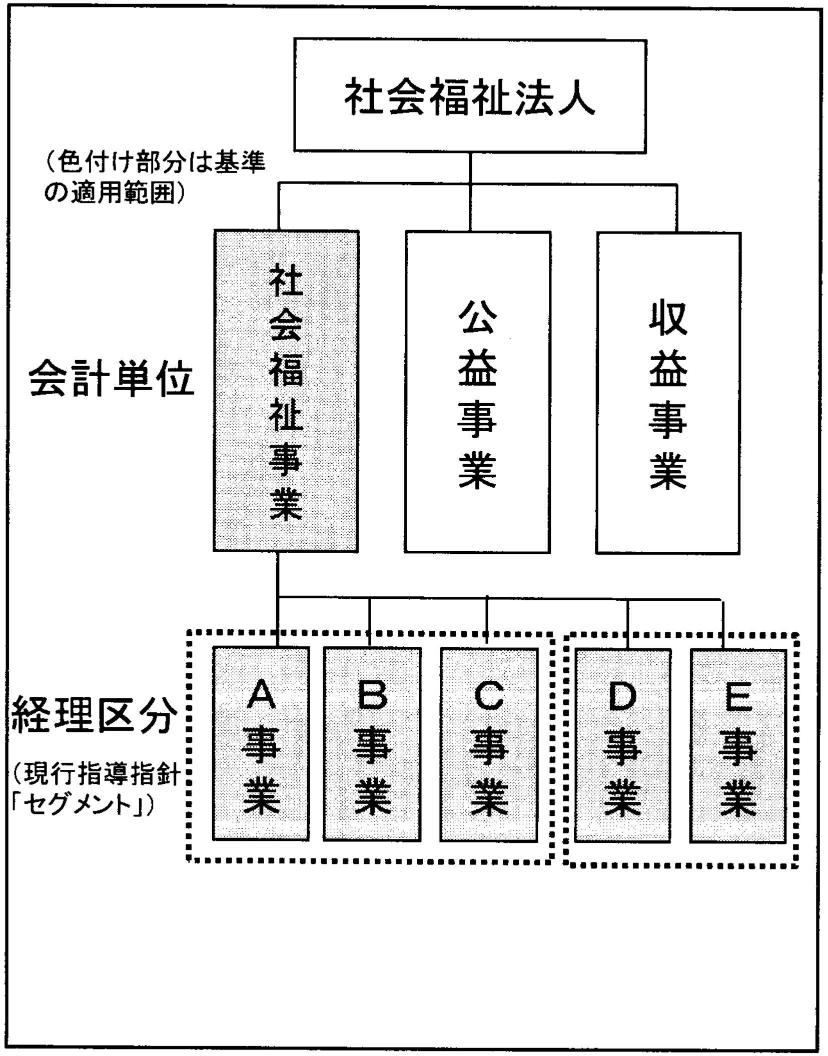

◆ 新基準（素案）

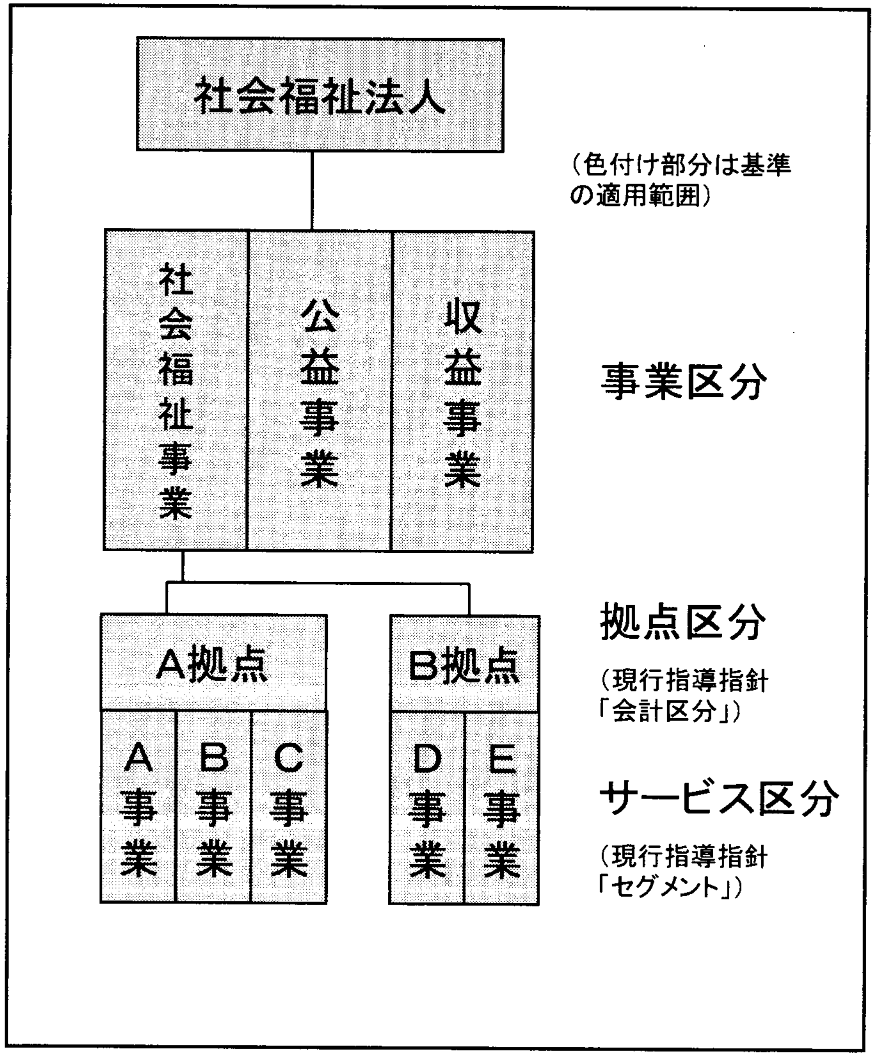

(4)財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
集計 事業区分別 (法人全体の会計を事業別に区分表示)	○◎第1号の2様式	○◎第2号の2様式	○◎第3号の2様式		左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
集計 拠点区分別 (事業区分の会計を拠点別に区分表示)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
集計 拠点区分別 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3ではサービス区分間の内部取引消去を行う

(注1)法人の事務負荷軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。

1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つを省略できる。

(注2)第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

（5）その他の主な変更点

① 基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱い

→ **基本金**は、法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄付金に限定。

→ **国庫補助金等特別積立金**は、実態に即した計算・表示となるよう一部取扱いを変更。

② 引当金の範囲

→ ①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給付引当金の**3種類と**する。

③ 公益法人会計基準（平成20年4月）に採用されている会計手法の導入

→ **財務情報の透明性を向上させるため**、資産と負債に係る流動・固定の区分、資産価値の変動等をより正確に財務諸表に反映するよう、公益法人会計基準（平成20年4月）を参考に、**1年基準の見直し、金融商品の時価会計、リース会計などの会計手法を導入**する。

④ 退職共済制度の取扱いの明確化

→ 福祉医療機構、都道府県等が実施する制度を利用した場合の**会計処理方法を明確化**。また、法人が採用する退職給付制度を**財務諸表に注記**。

⑤ 共同募金配分金等の取扱い

→ **会計処理方法を明確化**。

3. 移行期間について

＜移行期間に関する方針＞
- 大規模法人については、移行期限を新基準施行後2年（平成24年度予算から）とする。（原則的な移行期限）
- 小規模法人については、移行期限を3年（平成25年度予算から）とする。

＜理由＞
- 新会計基準を理解し、移行手続きの準備を行うために、相当の期間が必要となる。
- 大規模な法人が先行的に移行することで、小規模な法人にそのノウハウが伝わりやすい環境となる。
- 例えば、都道府県等が社会福祉法人会計に係る研修会を開催する場合に、先行的に移行した大規模な法人の実務者が実例を講義・周知することにより、小規模法人への過度な負担が軽減され、より円滑な移行が期待できる。

参考1

附属明細書の考え方

○ 現行基準に基づいて作成が求められている**各種の別表・附属明細表などを**共通フォームに統一し、社会福祉法人に**必要な内容に整理**する。
○ **就労支援事業を行っている法人**は、**上記の他**、適正な工賃算定のために製造原価などの**必要最小限の事項を明細書として作成**する。

◆ 現行基準(一部のみ)

現行基準	別表・明細表など
会計基準	借入金明細表 寄附金収入明細表 経理区分間及び会計単位間資金異動明細表 補助金収入明細表 基本金明細表 国庫補助金等特別積立金明細表 固定資産管理台帳、固定資産増減明細表 固定資産集計表
病院準則	純資産明細表 固定資産明細表 貸付金明細表　　等
就労支援会計基準	就労支援事業活動収支内訳表 就労支援事業製造原価明細表 その他の積立金明細表　等

◆ 新基準

(1)全事業に係る附属明細書
- 基本財産およびその他の固定資産の明細書
- 引当金明細書
- 拠点区分資金収支内訳表
- 拠点区分事業活動内訳表
- 借入金明細書
- 受取寄附金明細書
- 受取補助金明細書
- 事業区分間及び拠点区分間資金異動明細書
- 基本金明細書
- 国庫補助金等特別積立金明細書
- 積立金・積立預金明細書

(2)就労支援事業に係る附属明細書
- 就労支援事業製造原価明細書
- 販売費及び一般管理費明細書

参考2

財務諸表注記の充実

○ 現行の会計基準で、計算書類の注記事項として記載していた**7項目に加え**、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、**9項目を追加し、16項目に拡充。**
また、**法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をする**ものとする。
（下記☆印の項目は拠点区分では記載不要）。

◆ 現行基準で規定する注記事項

①重要な会計方針
②重要な会計方針変更、その理由及び影響額
③基本財産の増減内容及び金額
④基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し、その理由及び金額
⑤担保に供されている資産の種類・金額及び担保する債務の種類・金額
⑥重要な後発事象の内容及び影響額
⑦その他必要な事項

＋

◆ 新基準（素案）で新たに加えた注記事項

☆①継続事業の前提に関する注記
②法人で採用する退職給付制度
③拠点区分・サービス区分の設定方法等
④減価償却累計額を直接控除した場合は、取得金額、減価償却累計額、当期末残高
⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、債権金額、徴収不能引当金当期末残高、債権当期末残高
☆⑥保証債務等の偶発債務
⑦満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
⑧国庫補助金等の内訳、増減額、残高等
☆⑨関連当事者との取引内容